

<b>Title</b>	描かれた岳飛の獄：筆記史料と王言をてがかりとして
<b>Author</b>	里和, 麟太郎
<b>Citation</b>	人文研究. 73 卷, p.73-95.
<b>Issue Date</b>	2022-03-31
<b>ISSN</b>	0491-3329
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学大学院文学研究科
<b>Description</b>	水内俊雄教授授退任記念

Placed on: Osaka City University Repository

## 描かれた岳飛の獄 —筆記史料と王言をてがかりとして—

里和 麟太郎

筆者は前稿において、岳飛の獄がどのように四部分類の史部の史料へと記録され、『宋史』列伝へと繋がるのかを検討した。本論文では筆記史料、王言における岳飛の獄の記述について検討する。筆記史料の記述について、紹興年間の言説が見られ、言説の傾向が時代を経るにつれて変化していく。そして、秦檜の指示により岳飛が死亡したという解釈が生まれていく。王言についても、筆記史料の記述と同様の傾向性があり、岳飛の獄について冤罪であると語られるようになる。更に、『宋史』岳飛伝、秦檜伝における記述の相違を手がかりに、南宋の史料が岳飛の獄に関する南宋の史料の記述がいかんして『宋史』列伝へ繋がっていくのかを検討した。『高宗日曆』を史料源とした『建炎以来繫年要録』に描かれる秦檜像が『宋史』秦檜伝に繋がり、岳飛の孫岳珂が記した『鄂國金佗粹編』に描かれる岳飛像が『宋史』岳飛伝に繋がる。そして、これらを二つの言説のメインルートとすると、そこに筆記史料、王言などの史料に記される岳飛、秦檜に関わる記述が影響を与えていく。このような言説の相違や変化は、南宋から元にかけての史学や道学における人物評価の変遷、思想の違いなどに関連する。

キーワード：秦檜 岳飛の獄 筆記史料 王言 『宋史』列伝

### はじめに

南宋の専権宰相である秦檜は、南宋政治史における重要人物である。彼は南宋初期に宰相として宋金和議の締結を主導し、以後の和議を旨とする南宋政治の基本線を創出した。その事績から、秦檜は主戦、和議のせめぎ合いが重要な政治問題となる南宋において、主戦派の立場に立つ道学の人々などを中心に批判の対象となっていく。筆者は前稿において、南宋人がどのような認識のもと史料に書き残していったのかという問題について、Hartman氏が提示した「文本考古学」の考え方<sup>1)</sup>を基に、四部分類の史部に相当する史料を対象として分析した<sup>2)</sup>。本稿においては、南宋期の岳飛の獄に関する記述の中でも、筆記史料と王言の記述を取り上げ、分析を行なう。

宋代には、洪邁の『夷堅志』をはじめとした筆記史料が数多く残されており、その中には岳飛の獄を取り扱ったものがある。岳飛の獄に関して、南宋期の筆記史料に焦点を当てた研究は見られないが、いわゆる「岳飛故事」についての研究はいくつか見られる。説話的性格が強い史料であるが、筆記史料に記されたこれらの話は当時の社会において流布していたと考えられ、

岳飛の獄に関する言説の分析において一考の余地がある。一方、王言は皇帝が出す詔勅などの文書を指す。詔勅などの文書は朝廷内の公式見解を伝えており、当時の政治状況を反映している為、岳飛の獄に関する朝廷の基本的姿勢を理解する上で重要な史料である。

本論に入る前に、いわゆる「岳飛故事」に関する先行研究について触れておく。主に中国文学の分野で研究がなされており、筆記史料における岳飛の獄の記述は、この「岳飛故事」に繋がっている。田仲一成氏は、南宋以降、祭祀演劇の一種として鎮魂演劇が発生したことを指摘している。悲劇的な最期を迎えた武将の靈魂があらゆる災害を引き起こすと信じられていた当時、そのような武将の靈魂を鎮めることを目的とした鎮魂演劇を行うようになったという<sup>3)</sup>。後述する「東窓事犯」についても、鎮魂演劇の一つとして紹介する。

笠井直美氏は岳飛故事の分析を通し、その中に見える「われわれ」意識について考察している<sup>4)</sup>。岳飛故事の内容からは、時代を経るにつれて近代的な民族意識をもとにした描写が含まれるようになる。さらに、描かれる「忠義」が純粹化し、登場人物が所属する国家について、流動的であったものが固定化されるようになることを指摘した。

また、千田大介氏は南宋において鎮魂物語として成立した岳飛故事が清代に至り英雄物語に変化することを指摘し<sup>5)</sup>、土屋育子氏は『東窓記』から『精忠記』への改編の中で、秦檜をはじめとした悪役たちの悪のイメージを補強する改編がみられることを指摘する<sup>6)</sup>。

以上の成果を踏まえつつ、筆記史料、王言にみられる岳飛の獄に関わる言説を分析していく。筆記史料、王言の言説は、史書とは異なる世界観を描き出しているが、同時に史書に影響も与えている。前述したHartman氏の論考では、南宋の史学における二大潮流として四川の歴史学者を中心とした「記録型史学」、朱熹を中心とする道学の「教学型史学」が存在し、13世紀以降「教学型史学」が隆盛していくことを指摘している。このような状況の中で、岳飛の獄に関する言説はどのように語られ、そして正史『宋史』列伝に繋がっていったのであろうか。筆記史料、王言に見られる岳飛の獄に関する言説を分析し、南宋人は秦檜についてどのように認識して史料に書き残し、その言説がどのように『宋史』列伝へと繋がっていくのか、その道筋を明らかとし『宋史』列伝の記述がいかにして完成したのかを考察する。

## 第一章 『夷堅志』に見られる紹興年間の言説

### 第一節 『夷堅志』にみる岳飛の獄

洪邁の『夷堅志』<sup>7)</sup>は南宋筆記史料の中でも特に有名な作品である。筆記史料が含む範囲は広いが、『夷堅志』は小説に分類される。多くの不可思議なエピソードを収録している小説であるが、洪邁が直接、間接的に友人、知人、家族から採集した伝聞記事に基づいており、当時の人々暮らしを知ることが出来る史料として、これまでも経済史、社会史研究に利用されてきた。紹興年間に編纂された『夷堅志』甲志<sup>8)</sup>には、岳飛の獄に関連したエピソードが二つ存

在している。その一つが「辛中丞」である。

辛企李（次膺），紹興八年，自右正言出爲湖南提刑。舟到武昌。大將岳飛來江亭通謁，辛以道不見賓客爲解，岳不肯去。良久，不獲已，見之。即欲以明日具食，意殊懇切，不得辭。既宴，酒三行，延辛入小閣，盡出平生所被宸翰，凡數百紙，具言眷遇之渥。執辛手曰「前夕夢爲棘寺逮對獄，獄吏曰『辛中丞被旨推勘。』」驚寤，遍體流汗。方疑懼不敢以告人，而津吏報公至。公自諫官補外，他日必爲獨坐，飛或不幸下獄，願公救護之。」辛悚然不知所對。纔罷酒，即解維。後數年，飛罷副樞奉朝請，故部將王貴迎時相意，告其謀叛，繫大理獄，命新除御史中丞何伯壽鑄治其事。方悟昨夢，乃新中丞也。何公後辭避不就，乃以付万俟卨相云。（二事劉襄子思說。）【『夷堅志』甲志卷十五「辛中丞」】

以下、内容を述べる。辛次庸が湖南路提點刑獄公事に任命されて任地へと赴く道中、武昌で岳飛の歓待を受けることになる。辛次庸は断ろうとしたが、岳飛のもてなしを断ることができずに宴席に出ることになる。酒が進んだころ、辛次庸は岳飛に連れられて小さい部屋へと行き、高宗からの宸筆を見せられる。そして、詔獄にかけられ、「辛中丞」から審問を受けることになったことを知らされる、という岳飛が見た悪夢の内容を語られる。その上で、もし詔獄にかけられることになった時は御史中丞として助けてくれるよう依頼される。数年後、岳飛の獄が起り、岳飛は夢の意味を悟る。岳飛が夢の中で聞いたのは辛次庸が御史中丞になったことを意味する「辛中丞」ではなく、新しい御史中丞を意味する「新中丞」であったという話である。

このエピソードでは夢が重要な役割を果たしている。中国においては古代より夢の内容は未来に起こることの予知として認識されており、『夷堅志』には夢を題材にしたエピソードが多数収められている。主に科挙の合否に関する夢の予兆が多いことが指摘され、宋代の士大夫が夢の予兆を求める様が描かれる<sup>9)</sup>。岳飛も自身が見た夢を予知夢として捉えていると見て間違いはないだろう。

主要人物である辛次庸（1092～1170）は『宋史』に伝がある。それによると萊州の出身であり、政和2（1112）年に進士となった。史料中の「企季」は字であり、「次膺」が名である。彼は講和反対派であり、史料上で語られる湖南提刑への転出以前には秦檜に近い人物を弾劾し、金への使者派遣にも反対した。「辛中丞」に見られる紹興8（1138）年の人事については、『建炎以来繫年要録』に記録されている<sup>10)</sup>。『建炎以来繫年要録』では、この人事以降彼の消息はしばらく途絶える。秦檜死後、岳飛の官爵を復すきっかけとなった太学生程宏圖の上奏にも名が挙がる<sup>11)</sup>人物であり、不遇のまま過ごしていたのではないかと思われる。

続いて、内容を分析していく。秦檜に関連する記述として、岳飛の部下である王貴が「時相」に迎合し、岳飛が謀反したことを告発したとの記述が存在する。王貴については、岳飛にとって古参の部下であり、明清の岳飛故事においては、岳飛の義兄弟として登場する。『建炎以来繫年要録』以前の史料において、王貴は告発を受けて岳飛の部下張憲を捕えたことが記述され、岳飛の獄が開始されるきっかけを作ることになったことが描かれる。しかし、『鄂國金佗粹編』

以降の記述においては、秦檜や張俊から脅しを受けて協力を迫られ、張憲逮捕を行なうという記述がなされ、秦檜の岳飛の獄への関与を強調するための媒介的な役割を担わされることとなる<sup>12)</sup>。「時相」は秦檜のことであると考えられる。ここで洪邁が「時相」という書き方をしたのは、『夷堅志』甲志の編纂時期と秦檜専権期が重なることから見て、弾圧を恐れた結果であろう。「辛中丞」において王貴は、「時相」の意を慮り、岳飛を告発したことになっている。秦檜から脅しを受け、協力を迫られるといった記述と比較すると、「辛中丞」における王貴の告発は、彼自身の意思も含まれていることを示唆しており、獄における王貴の行動が秦檜の脅迫であったとは解釈していない。

また、『鄂國金佗粹編』以降の史料において、岳飛を冤罪と断じ交代させられたと記載され、「冤罪」であることを強調する為の媒介的な役割を担うことになった何鑄に関する描写も存在する。彼について、「辛中丞」では自分から担当官就任を避けたと記述される。これは他史料には見られない希有な記述である。

更に別の人物に目を向けると、岳飛の死に大きな役割を果たしたとされる万侯高の名が見える。洪邁は秦檜や万侯高が獄に関与したことを認識しつつも、何鑄や王貴に関する記述においては彼らの「謀略」であるという認識は希薄である。秦檜専権期という編纂時の時代状況の中では、秦檜に対し批判的であると捉えられる書き方が不可能だったのかもしれないが、彼らが策謀を巡らして岳飛を追い込んでいったという解釈を採用していない。岳飛の獄について、秦檜の意向が絡んでいたことについては示唆しているが、秦檜が岳飛の獄に深く関与し、岳飛の死を直接的に指示する、といった内容にはなっていない。「辛中丞」が伝える岳飛の獄は、史書が伝える岳飛の獄とは違う世界観から描かれている。しかし、秦檜に対する記述の傾向については類似している。南宋初期の言説において、岳飛の獄における秦檜の存在感は希薄である。筆者が前稿で論じた南宋初期における言説の傾向と合致している。

『夷堅志』において岳飛の獄を扱ったエピソードの二つ目は、「辛中丞」の次に収録される「猪精」である。

紹興十年春、樂平人馬元益赴大理寺監門、與婢意奴俱行、至上饒道中、同謁一神祠丐福。是歲六月、婢夢與馬至所謁祠下、有親事官數輩傳呼曰「大卿請。」指前高樓云「大卿在彼宰猪為慶、會召寮屬。」明日、馬以語寺卿周三畏、意建亥之月、當有遷陟。明年冬、寺中作制院鞫岳飛、遇夜、周卿往往間行至鞫所。一夕月微明、見古木下一物、似豕而角、周疑駭卻步。此物徐行、往獄旁小祠而隱。經數夕、復往、月甚明、又見前怪。首上有片紙書「發」字。周謂獄成當有恩渥、既而聞岳之門僧惠清言「岳微時居相臺、為市游徼、有舒翁者善相人、見岳必烹茶設饌、嘗密謂之曰『君乃猪精也。精靈在人間、必有異事、它日當為朝廷握十萬之師、建功立業、位至三公。然猪之為物、未有善終、必為人屠宰。君如得志、宜早退步也。』」岳笑、不以為然。至是方驗。」(元益說。)【『夷堅志』甲志卷十五「猪精」】紹興十年の春、馬元益が下女と共に大理寺監門として赴任する途中に祠を詣でる。その年の

六月、下女が夢を見る。その夢の内容を馬元益から聞かされた大理寺卿周三畏は自分に昇進人事があると期待する。次に、岳飛の獄が行われている時、周三畏が夜にこっそりと取り調べが行われている場所に行く豚のような謎の生物に遭遇するという怪異が描かれる。最後に、岳飛が豚の精霊であり、自身の最期について舒翁という者に予言されていた、という話を周三畏が岳飛の門僧から聞かされる、という内容である。

この話に登場する周三畏は、岳飛の獄当時に大理寺卿の職にあって御史中丞の何鑄と共に取り調べを担当している。周三畏の官歴を確認すると、獄の前から大理寺に在職しており、獄の二年前から大理寺卿を務めていた<sup>13)</sup>。獄の後には刑部侍郎や刑部尚書など刑部の要職を歴任し、秦檜政権に法務官僚として活躍した人物であったが、後に弾劾されて宮観差遣を与えられている。「猪精」における彼の存在は重要である。詳細は後述する。

また、この史料において注目すべき点の一つが、「猪精」という存在である。岳飛が「猪精」であったという言説は『夷堅志』に限定されるものではなく、『獨醒雜誌』巻十に、舒翁なる者から岳飛は「猪精」であり、自身の栄達と最期について予言されている<sup>14)</sup>。『夷堅志』甲志の成立は紹興 29 (1159) 年、『獨醒雜誌』の成立は淳熙 12 (1186) 年であり、『獨醒雜誌』の方が後に完成した書物である。『獨醒雜誌』の記述は岳飛と主に舒翁の会話で構成される。記載されている舒翁の予言については、岳飛は「猪精」であり、大功を立てることになるが人からは睨まれ、必ず害を受けることになる、という内容であり、『夷堅志』「猪精」における舒翁の予言内容と比較するとほぼ同内容になっている。ただ、『夷堅志』「猪精」では岳飛が十万の兵を指揮するといった具体的な予言がなされる。更に、舒翁は岳飛に対し、志を果たしたならばすぐに引退せよ、という助言を行なっているなど、差異も見られる。以上のことから『夷堅志』「猪精」と『獨醒雜誌』の関係性を考察すると、舒翁の予言については紹興年間に存在していた言説であり、「猪精」に記される形で『夷堅志』に記録された。その後、『夷堅志』とは別のルートから『獨醒雜誌』の著者の曾敏行に舒翁の予言に関するエピソードが伝わり、『獨醒雜誌』に記録されることとなったと考えられる。以上、『夷堅志』収録の二つの言説について見てきた。ここで、もう一步立ち入った分析を試みたい。着目しているのは、①獄の関係者についての記述、②言説の提供者について、③言説の引用例、という三点である。以上の三点から分析していきたい。

#### ①獄の関係者についての記述

以上に紹介した史料は、岳飛の獄の関係者について、史書にない記述を含む。獄の担当官になった何鑄、万俟卨、獄において告発に関わった王貴については前述の通りである。

そして、「猪精」に登場する周三畏も、獄の担当官として名が残る人物である。彼は何鑄とは異なり、獄の結審まで担当官を務めており、結審の後高宗に報告を行っている<sup>15)</sup>。「猪精」において、周三畏は自身の昇進人事を期待しており、獄に対しても、協力的な様子が見て取れる。彼について寺地遵氏は「秦檜の意に叶った法務官僚」でありながら「秦檜とは一線を画し

た人物」とみており<sup>16)</sup>、「猪精」に描かれる彼のイメージは寺地氏の指摘と重なる部分がある。ただ、彼については史料上における扱いが変化する人物でもある。『鄂國金陀粹編』、『宋史』岳飛伝における岳飛の獄の記述には、彼の名が見られなくなる。また、後世の「岳飛故事」においては、岳飛の死により、隠遁して道士になったという形でストーリーに取り込まれており<sup>17)</sup>、イメージの変化が大きい人物と言える。

「猪精」に描かれる周三畏の姿は、岳飛の獄に対し協力的である。獄の後に優遇を期待したという記述も存在しており、岳飛の獄において担当官としての役割を果たしたことを語っている。前述の通り、周三畏は獄の後、高宗への報告を行っており、岳飛の処罰に対し反対したとは考えにくい。「猪精」における周三畏の描写からは、岳飛の獄においていわゆる一群の法務官僚が積極的に秦檜の意を付渡し、岳飛の処罰に参画したことを暗示させる。「辛中丞」において、もう一人の担当官である何鑄が登場することは既に述べたが、『夷堅志』甲志が編纂された紹興年間においては、岳飛の獄について秦檜による謀略であったという解釈が明確に示されていないことが見えてくる。

## ②言説の情報提供者について

『夷堅志』は、それぞれの言説について情報を提供した人物の名が記載されており、『夷堅志』の特徴として重要視されている<sup>18)</sup>。彼らの存在について考えることで、言説がどのようにして史料に記載されるのか明らかにする一助となろう。「辛中丞」の提供者は劉襄（字子思）、「猪精」は史料にも登場する馬元益である。

劉襄について、以下のような記載がある。

假守呂叔恭拉機宜劉子思、監丞朱國輔、經屬陳朝彥自中隱巖過白龍洞、叔恭之子大鈞侍行。紹興甲戌季春之七日。【『桂勝』卷四】

また、『夷堅志』には情報提供者甲志卷十五「雷震二蠻」に「劉襄子思説」、丁志卷十七「琉璃瓶」に「前事劉子思説」と見えており、少なくとも「應聲蟲」「辛中丞」「雷震二蠻」「琉璃瓶」など幾つかの話を洪邁に提供している。また、甲志卷第十五「應聲蟲」には「劉襄子思爲永倅」と見えており、「永州通判」を務めた人物である。上記の『桂勝』の記事には「紹興甲戌（二十四年）季春七日」と記され、桂林の景勝地に地方官が雅集した記事であることから、洪邁とほぼ同時期に地方官を歴任していた人物であることがわかる。

「猪精」の提供者である馬元益については『建炎以來繫年要録』に以下のような記載がある。

丙辰、敦武郎、製造御前軍器所監造官馬元益特勒停、送桂陽監編管。元益上疏乞出兵、秦檜奏其語言狂妄、擬編置。上曰「真宗皇帝澶淵之盟、敵人百年不犯邊塞。今者和議、人多異論、朕不曉所謂、止是不恤國事耳。若無賞罰、望其爲國實難。自今用人、宜求靖共之操、如其不然、在朝廷者與之外任、外任者置之閑散、閑散而又不靖者、加以責罰。庶幾人知勸懲、不至專爲身計。卿所進呈行遣馬元益、正得此意。賞罰既行、數年後可望風俗丕變矣。」

【『建炎以來繫年要録』卷百五十六 紹興十七年四月丙辰条】

また、『江西通志』には、略歴が記載され、『建炎以来繫年要録』の記載内容についての情報も存在する。

馬元益，字孝昭，樂平人。少負韜略。紹興末，柄臣諱言兵，張浚言和不足恃，竄永州。元益方督造戎器，上書乞乘敵未動，先發制之。大忤。時相送桂陽編管。已而敵謀果洩，上追省前言，大修戰備，竟成辛巳之捷任，至閣門宣贊。【雍正『江西通志』卷八十八（四庫全書版）】

馬元益に関して、岳飛の獄が起こる直前に彼が大理寺の官として赴任していたかどうかは他の史料からは確認できない。ただ、『夷堅志』の記事を信用するならば、馬元益は「大理寺監門」という職、すなわち岳飛の獄に極めて近い場所において話を入手している。つまり、注意すべきは紹興十年頃に「猪精」のような言説が作られ、それが馬元益から洪邁に語られていたことである。また、少なくとも紹興年間、主戦の立場にあり、その為に秦檜に逆らい紹興 17 (1147) 年に「編管」処分を受け、秦檜の死後、復職していたことが史料から窺える。以上のことを加味すれば、「猪精」について、主戦派であった馬元益が、上司であった周三畏が岳飛処刑に加担しながら、他人が見た夢に踊らされる姿を批判的に語ったとみることも可能である。洪邁がこの言説を採用したことからは、彼の岳飛の獄に対する認識が批判的であったことが窺える。

### ③言説の引用例

続いては、言説の引用例について見ていく。『夷堅志』言説について、「猪精」は引用例が確認出来ないが、「辛中丞」は他史料に引用例が存在しており、南宋において比較的流布していた言説とみられる。以下、紹介していく。

乙卯，以右諫議大夫万俟卨爲御史中丞。時張憲之獄未成，何鑄以除執政奉使，乃改命高推勸，而少保岳飛與其子忠州防禦使雲，皆繫獄矣。初飛之在湖北也。新湖南提刑辛次膺舟行過鄂，飛燕待之。既而延入小閣，盡出所被宸翰，具言上眷之渥。且執次膺手曰「前夕夢爲棘寺逮對獄，獄吏曰『辛中丞被旨推勸。』」飛方懼，不敢告人，而公適至，公自諫官補外。他日必爲獨坐，飛或不幸下獄，公救之。」次膺悚然不知所對。至是飛悟昨夢，乃新中丞也。此據洪邁夷堅志。然邁以新中丞爲何鑄。【『中興小紀』卷二十九紹興十一年十一月乙卯条】

先是張憲之獄未成，万俟卨爲御史中丞，何鑄以除執政奉使，乃改命高推勸，而飛與子雲，皆繫獄矣。初公之在湖北也。辛次膺舟行過，鄂公燕待之。既而延入小閣，盡出所被宸翰，具言上眷之渥。且執次膺手曰「前夕夢，爲棘寺逮對。獄吏曰『辛中丞被旨推勸。』」飛方懼，不敢告人，而公適至。公自諫官補外。他日必爲獨坐。飛或不幸下獄，願公救之。」次膺悚然，不知所對。至是公悟昨夢，乃新中丞也。【『宋名臣言行録』別録卷八】

以上に挙げたテキストは基本的に『夷堅志』の縮小版となっており、『夷堅志』のテキストと比較して、辛次膺が岳飛の誘いを断ろうとする記述や、王貴に関する記述が削除されている。『中興小紀』<sup>19)</sup>では、岳飛の獄について告発を行なったのが王貴だと記述している。つまり、



岳飛の獄の告発者を王貴であったと捉えている点で「辛中丞」と同じ見解を有している。しかし、『中興小紀』の該当箇所は告発を伝える記事とは異なる箇所である。また、引用したテキストでは王貴に関する記述を削除している。

ここで、『中興小紀』に引用された際、「辛中丞」の内容が一部削除された意図について考えたい。『中興小紀』に引用された「辛中丞」のテキストでは最後に、洪邁が何鑄を「新中丞」と捉えていることに触れている。この『中興小紀』の記事では、前任の何鑄が転任となり、万俟卨が新たに御史中丞に就任し、岳飛の獄を担当することになったことを伝えている。その上で、「辛中丞」が引用されている。よって、熊克がこの記事において「辛中丞」を引用した意図としては、岳飛の獄が新任の御史中丞、すなわち万俟卨により獄が進行したことを示すことにあると考えられる。この記載は、「辛中丞」を用いて岳飛の獄の解釈をより一歩進めており、何鑄から万俟卨への担当官交代が獄において重要な意味を持つ、という解釈を提示している。よって、引用にあたり重要でない部分と判断され、削除されたと考えられる。そして、李幼武の手による『宋名臣言行録』別録に記載される文章については、「辛中丞」の内容が基本的に『中興小紀』と一致し、「辛中丞」の前に記載される内容も基本的には同一である。よって、『宋名臣言行録』は『中興小紀』より採録したと考えるべきである。

また、『建炎以来繫年要録』には、以下のような記載がみられる。

左朝請大夫、直秘閣辛次膺知婺州。虜使張通古之議和也，次膺提點荆湖南路刑獄，上疏言「父之讐不與共天，兄弟之讐不反兵，豈有降萬乘之尊，屈已稱藩者乎？」書奏，不報，即奉祠。及金人敗盟，次膺有故人將漕湖北者，擬寄居鄂渚而依焉。岳飛時為宣撫使，待遇甚厚。既而延入小閣，盡出所被宸翰，具言上眷之渥，且執次膺手曰「前日夢為棘寺逮對獄，獄吏曰『辛中丞被旨推勘。』飛方懼，不敢告人，而公適至。公自諫官補外，他日必為獨坐，飛或不幸下獄，愿公救之。」次膺悚然不知所對。既歸，語兄弟曰「飛握重兵，昧保身之策，禍將作矣。」飛厚贖其行，次膺不受，遂入鄱陽寓居。宮祠歲滿，不復再請，閱十一年，忍窮如鐵石。上始親政，即除知紹興府。未上，會魏良臣出鎮，於是改命。次膺奉祠及過鄂州，當在紹興十年、九年之間，不得其本月日，且附此。當求他書參考【『建炎以来繫年要録』卷一百七十一紹興二十六年二月甲午條】

辛次膺が伝手を頼り鄂州に身を寄せようとしていた時、岳飛が辛次膺を招き夢の話をしている。辛次膺に助けを求める部分は一致するが、王貴、何鑄についての情報はない。そして、辛次膺が岳飛から聞かされた話を兄弟に相談し、岳飛の申し出を断る、という記述が付け加わる。また、最後に注として辛次膺の人事の詳細な日付について、他の書物を参考にすべきという記載がある。辛次膺の人事を紹介した上で、第一次宋金和議前後とそれ以後における彼の事績を紹介するという構成になっている。『夷堅志』のテキストと比較すると、辛次膺が岳飛の所在地を通行した経緯が異なる。

「辛中丞」「猪精」からは、史書とは少し異なった岳飛の獄の様相を看取しうる。「猪精」に

おける周三畏は岳飛の処分に不服な様子もなく、むしろ昇進を期待している。また、秦檜について、「辛中丞」においてその存在が示唆されるが、王貴自身が自分の意志で告発を行ったという描写になっている。よって、秦檜が謀略を用いて獄を開始させるという『鄂國金佗粹編』、『類編皇朝中興大事記講義』に見られる描写とは異なる。更に、金に抑留されていた洪邁の父の洪皓が「金の人々は岳飛の死を喜び、和議が成ることを期待していた」という情報を持ち帰っているが、『夷堅志』の記述に盛り込まれてはいない<sup>20)</sup>。洪邁は秦檜専権下において左遷の憂き目にも遭っており<sup>21)</sup>、秦檜及び岳飛の獄に対し否定的であったことが看取される。しかし、秦檜の動きについては具体的に触れてはいない。『夷堅志』甲志が紹興年間に成立した書籍であることも合わせて考えると、筆者前稿において検討した史書における既述と同様の傾向が見て取れる。『夷堅志』所収の「辛中丞」「猪精」は南宋初期、紹興年間に流布していた言説の一つとして位置づけられる。ただ、洪邁は秦檜専権下に『夷堅志』甲志を編纂しており、その時期に「文字の獄」も起こっている。よって、表立って秦檜の関与を明言することができなかつたとみることができる。同時に、洪邁が参照できた史料には限りがあっただろう。よって、岳飛の獄について、秦檜が明確に介入をしていたという解釈を導き出すことができなかったのではなかろうか。紹興年間において、岳飛の獄における秦檜の存在について、批判的に見る言説は存在していたが、彼を「悪役」として主張するには証拠が足りなかったのであろう。このような紹興年間の状況が、後に様々な言説が生み出される背景の一つになったと考えられる。

## 第二節 『朝野遺記』「岳王卒葬」にみる岳飛の獄

岳飛の獄について描写する話の一つとして、『朝野遺記』の「岳王卒葬」が挙げられる。このエピソードは岳飛の名誉回復に関連している。岳飛の名誉回復は孝宗朝においてなされている<sup>22)</sup>ことから考えると、このエピソードが完成したのは少なくとも孝宗朝以後のことであろう。『朝野遺記』については撰人が不詳であり、編集された年代についても明らかとなっていない。『夷堅志』同様様々なエピソードを収録するスタイルとなっている。『全宋筆記』の「點校説明」によると北宋の徽宗朝から南宋の理宗朝までの間の出来事を収録している小説であるという。史料の構成としても年代順にエピソードを配列しておらず、高宗朝から理宗朝のエピソードが順番を前後しつつ記載されている。よって、成立年代は少なくとも理宗朝以後のことであると思われる。この話は明代の史料『西湖遊覧志』にも記載され、岳飛の人物像に関する言説の一つである。

孝廟追復岳飛官爵，收召其子孫，使給還元貲。主者具當時所得，止九千緡物。召其斃于獄也，實請具浴拉脇而殂。獄卒隗順負其屍，出逾城至九曲叢祠中。故至今九曲五顯廟尚靈（在大理申墻下）。順葬之北山之濱，身素有一玉環，順亦殉之腰下，樹雙橘于上識焉。及其死也，謂其子曰「異時朝廷求而不獲，必懸官賞，汝告言曰『棺上一鉛筒，有棘寺勒字，吾埋殯之符也。』」後果購其瘞不得，以一班職為賞。其子始上告官，悉如所言，而尸色如生，

尚可更斂禮服。【『朝野遺記』「岳王卒葬」】

岳飛の埋葬に関する言説の一つである。岳飛の死に際し、獄卒の隗順が岳飛の遺体を杭州城外まで運び埋葬し、殉死する。隗順は埋葬場所を子に遺言として伝えていた為、岳飛の遺体が後に発見されたという話である。

特に注目すべきなのは、岳飛へのイメージ、認識に関わる記述が存在する点である。岳飛について、官爵が回復されると同時に返還された財産について「止九千緡物」としており、岳飛の地位にしては少額であったともとれる。『鄂國金佗粹編』において、岳飛が蓄財していなかったことを記述しており<sup>23)</sup>、岳飛が清廉な人物であったことを描写しようとしている。また、「岳王卒葬」では発見された岳飛の遺体について、「まるで生きているかのようであった」と記載しており、岳飛の神格化、地位向上の傾向が見て取れる。

また、もう一つの注目点として「獄卒」との関係が挙げられる。「岳王卒葬」においては、獄卒の隗順が岳飛を埋葬し、殉死する様子が描かれる。『三朝北盟会編』にも同様に岳飛と獄卒との関わりに関する記載がある。

飛初對吏，立身不正，而撒其手。旁有卒，執杖子繫，杖子作聲而叱曰「又手正立。」飛竦然聲喏，而又手矣。既而曰「吾嘗統十萬軍，今日乃知獄吏之貴也。」【『三朝北盟会編』卷二百六紹興十一年十月十三日戌寅条】

飛猶不伏，有獄子事飛甚謹。至是獄子倚門斜立，無恭謹之狀，飛異之。獄子忽然，而言曰「我平生以岳飛為忠臣。故伏侍甚謹，不敢少慢。今乃逆臣耳。」飛聞之，請問其故。獄子曰「君臣不可疑。疑則為亂。故君疑臣則誅、臣疑君則反。若臣疑於君不反，復為君疑，而誅之。若君疑於臣而不誅，則復疑於君而必反。君今疑臣矣。故送下棘寺。豈有復出之理，死固無疑矣。少保若不死，出獄，則復疑於君。安得不反。反既明甚，此所以為逆臣也。」飛感動，仰天，移時，索筆著押。獄子復事之恭謹如初。【『三朝北盟会編』卷二百七 紹興十一年十二月二十九日癸巳条】

岳飛が逮捕された際、その態度を見た獄卒が杖で打ち、岳飛が皮肉を言う記述や、獄卒が岳飛の処刑を避けられないと論じ、岳飛がその言葉に感心して獄の文書に署名したという記述が存在する。『三朝北盟会編』には、一つの出来事に関して複数の言説を収録していることが多い。当時存在した岳飛の獄に関する数多くの言説の中から選択し収録されたものであろう。『朝野遺記』に収録される「岳王卒葬」はそのような言説の一つであった可能性もあるが、『朝野遺記』が『鄂國金佗粹編』成立よりも後に完成したものと仮定すれば、『三朝北盟会編』等で伝わった岳飛と獄吏との会話に関する言説を基に岳飛の地位向上を目的として作り出された言説という可能性を指摘できる。

### 第三節 「東窗事犯」関連言説から見る岳飛の獄

「東窗事犯」は南宋以降の時代において、劇の題材となったことで知られ、南宋から元にか

けての時期における筆記史料の中に複数収録されている。岳飛の獄における秦檜の役割を南宋人がどのように認識していたのか垣間見ることができ、検証の必要がある。

関連史料の中で最も古いとされるのは、『朝野遺記』に収録される「秦檜妻」である<sup>24)</sup>。

秦檜妻王氏素陰險，出其夫上。方岳飛獄具，一日，檜獨居畫室，食柑，玩皮以瓜劃之，若有思者。王氏窺見，笑曰「老漢何一無決耶。捉虎易，放虎難也。」檜掣然當心，致片紙付入獄。是日，岳王薨于棘寺。【『朝野遺記』「秦檜妻」】

岳飛の命を奪うかどうか悩んでいた秦檜に妻の王氏が処刑するよう決心を促す、という内容になっている。また、南宋末から元初にかけての人物である劉一清が残した筆記史料『錢塘遺事』には、「東窗事發」の名で紹介されている。

秦檜欲殺岳飛，於東窗下謀其妻王夫人，曰：「擒虎易，放虎難。」其意遂決。後檜遊西湖，舟中得疾，見一人披髮厲聲曰：「汝誤國害民，我已訴於天，得請於帝矣。」檜遂死。未幾子熺亦死。夫人思之，設醮。方士伏章見熺荷鉄枷，因問秦太師所在。熺曰：「吾父見在鄂都。」方士如其言而往，果見檜與万俟卨俱荷鉄枷，備受諸苦。檜曰「可煩傳語夫人，東窗事發矣。」【『錢塘遺事』卷二「東窗事發」】

『朝野遺記』の内容に、『錢塘遺事』では秦檜が地獄で苦しめられる場面が付け加えられる。

これらの言説は元雜劇『地藏王東窗事犯』に関係し、南宋から元にかけて江南地域に広がったものであると指摘される<sup>25)</sup>。秦檜が岳飛の殺害を決意して、その指示を出すという内容となっているが、際立つのは秦檜の妻王氏の存在である。明代には岳王廟に秦檜、張俊、万俟卨、王氏が跪いた像が作られ、今も残っている。いわば、この四人は岳飛の獄における主要人物とされている。王氏は「東窗事犯」の中で秦檜に岳飛殺害を決意させる役割を持っており、この説話は後世における岳飛の獄のイメージを決定づけるのに影響を与えたと考えられる<sup>26)</sup>。

本節の最後に、この「東窗事犯」について形成過程を考察したい。「東窗事犯」の岳飛の死に関する描写は『三朝北盟会編』、『鄂國金佗稗編』においても類似した記述が存在する<sup>27)</sup>。「東窗事犯」について基本となる言説が存在し、『三朝北盟会編』、『鄂國金佗稗編』等に記載される。そして王氏が岳飛殺害を秦檜に決心させるという内容が加わって『朝野遺記』などに記載されて伝わり、宋末にかけて秦檜が地獄で苦しみを味わうといった部分が付け加えられ『錢塘遺事』に繋がっていったのではないと思われる。「東窗事犯」における秦檜が獄に小紙を付したという記事は『宋史』岳飛伝にも見られる。南宋中期から元にかけて少しずつ一般化して『宋史』岳飛伝採録に至ったものと思われる。また、「東窗事犯」が雜劇の題材に用いられていく元代においては、『湖海新聞續夷堅志』に「東窗事犯」の史料が存在している。元代においてこのエピソードは広く広まり、『宋史』岳飛伝の採録に至ったのであろう。そして、王瑞来氏は『錢塘遺事』は「東窗事發」に関して、明代の杭州について記された『西湖遊覽志餘』に記載されたテキストと同じ史料源を用いていると指摘する<sup>28)</sup>。このように、「東窗事犯」関連の言説は南宋以降、元、明の史料にも登場しており、多くの人々に認識されていく。

#### 第四節 小結

以上に見た筆記史料に収められた説話は、史書で紹介、あるいは史書の記述に類似するなど、史書と関連している。その中でも『夷堅志』所収の二つの記事は、紹興年間ごろの岳飛の獄に対する当時の人々の見方を伝えている。「東窗事犯」については、秦檜の岳飛の獄に対する直接的関与を伝えており、史書にも利用されていく。史書の類似記述から考察するに、類似した言説が元々存在し、話が付け加えられていき、後の時代における物語のような形に変化していく。

『朝野遺記』は成立時期も不明であり、「東窗事犯」が形となった時期は不明だが、少なくとも『鄂國金佗粹編』成立のころには存在していた言説であろう。筆記史料に収録された言説は史書に影響を与えつつ、物語のような形へと発展していった。秦檜に対する認識の推移を見ると、時期の遅い言説ほど岳飛の死に対する秦檜の関与の度合いが深くなっていく傾向は、史書のみならず筆記史料においてもみられる。そして、『夷堅志』の言説からは、秦檜の専権時期において「文字の獄」に象徴されるように言論統制が行われた結果、南宋初期において秦檜の獄への関与が明確に記述されなかったことが推測されるのである。

本章の最後に、筆記史料から史書に流入する事例について更に考えてみたい。岳飛の獄について、記述が重要視されている史料が王明清の『揮麈録』餘話に収録される王俊の「告首状」と李心伝『建炎以来朝野雜記』に収録される「岳少保誣證斷案」である。この二つの史料は、岳飛の獄の告発者王俊の発言と岳飛らの処罰内容について触れており、岳飛の獄の裁判過程を考えるうえで第一級の史料となっている。史書には以上の二書が注釈の形で引用されている。王俊の「告首状」は、彼自身の家に伝えられていたようである<sup>29)</sup>が、本来の裁判記録は何等かの形で伝播し、その結果として、筆記史料にその裁判記録が収録され、さらにその筆記史料をもとに、岳飛らの処罰内容が現在残る史料に引用されたと考えられる。史書と筆記史料には相互流入関係が存在し、筆記史料の記述を史書の史料源として用いたことが考えられる。次章においては、言説をとりまく状況を考える為、南宋朝廷の公式的見解である王言について検討する。

## 第二章 王言から見た岳飛の獄

本章では、南宋における王言から見た岳飛の獄について考えてみたい。秦檜、岳飛については、死後においてその爵位や諡は複数回に渡り変更がなされている。このような王爵や諡の動きに関する文書に見える岳飛の獄に関する見解について見ていく。秦檜は死後、申王の王爵を受けられ、「忠獻」と諡を贈られた<sup>30)</sup>。韓侂胄専権下の開禧2(1206)年、秦檜の王爵が剥奪され、諡も謬醜と改められた。しかし、史彌遠が政権を掌握した後の嘉定元(1208)年、官爵と諡は元に戻されることとなった<sup>31)</sup>。その後、寶祐2(1254)年、諡が訂正されることになり、

時の皇帝理宗は「謬狠」とすべきだとする論旨を出している<sup>32)</sup>。

岳飛については紹興 32 (1162) 年、官爵が追復された。淳熙 5 (1178) 年には「武穆」と諡が贈られている。そして嘉泰 4 (1204) 年、鄂王に追封された。そして寶慶元 (1225) 年、「忠武」という諡が改めて贈られた<sup>33)</sup>。また、その後も淳祐 6 (1246) 年、寶祐 4 (1256) 年、景定元 (1260) 年と理宗の治世に多く岳飛の顕彰は行われたようである<sup>34)</sup>。岳飛の顕彰という観点で言えば、明代において歴代帝王廟に名臣として祭られており、関羽と共に合祀されるという例もある。清代においても、岳王廟の修繕が行われ、民間では劇の題材となった<sup>35)</sup>。これらの王爵に関する動きに関わる文書で史料上に残存するものはあまり多くはない。秦檜について、文書が確認できたのは開禧 2 (1206) 年の王爵追奪の文書のみである。この文書は光宗、寧宗の時の官僚で葉適門下であった周南の文集『山房集』に収録されている。

誅姦雄於既往，罰雖逭於生前，申勸戒於將來，罪難逃於身後。蓋人心之積憤，豈天網之終疎。九變而賞罰可言，雖閱時之已久，百世之子孫莫改，庶清議之猶存。具官秦某在靖康（政和）間，為中執法。方軍前之抗議，其言幾類於程嬰，及塞上之還歸，此節何如於蘇武。惟我高廟，過夏少康，排衆論而授宰衡，如中流之遇維楫。謂其間關萬里，或能為國報仇。豈期首尾兩端，反欲與寇為地。既潛交於境外，卒墮敵之術中。兵於五材，誰能去之，首弛邊疆之備，臣無二心，天之制也，忍忘君父之仇。泊姦計之弗行，幸國威之再振。羣后以師畢會，三將之捷日聞。黃河以南，已聞盡為晉土，鴻溝未割，何患不歸太公。乃復貪天之功，亟為削地之策。密布私黨，陰遣誓書。造飛謗以翦爪牙，忠臣為之解體，還降王而就羶醢，行路至今興哀。神州自此陸沉，外侮因之坐大。一日縱敵，遂貽數世之憂，百年為墟，誰任諸人之責。朕遙追累聖之遺訓，褒表上流之故侯。憫其灑泣以從戎，至於脫幘而就死。為之封菁茅而崇血食，庶幾激義槩而鼓芳風。嗟道濟之見收，罪成汝手，使武安而尚在，戮及其身。况士氣久鬱而未張，公論迫尤而弗置。雖保首領以入地下，奈何怨毒之於人深。昔晉幸免於賈充，禮官請為改諡，唐逋誅於林甫，天下快其削官。其追極品之殊榮，更奪易名之美諡。以昭宿惡，以激懦夫。噫，鼠以近器而猶忌投，豈不念渡江之舊。誰興厲階而今為梗，其少伸誤國之刑。蓋獲戾於在天祖宗之靈，故假手於今日論議之及。尚復漏泉之澤，勿忘結草之圖。【『山房集』卷二「秦檜降爵易諡勅」】

この勅においては、秦檜について一定の評価を下している。靖康の変の際、秦檜が趙氏王朝存続を請願したことについて、春秋戦国時代に友人趙朔の遺児趙武を救い趙家再興を見届けた程嬰の故事を引いて評価している。また、秦檜が金に抑留されつつも南宋に帰還したことについて、漢代の人物で、匈奴に抑留されながら帰還を果たした蘇武になぞらえて評価している。その上で、秦檜が国外の敵、つまり金と私通し、人を誹謗して忠臣を殺害したとして非難されている。そして、南朝宋の建国の功臣であり、対北魏戦で活躍していたが、讒言により処刑された檀道濟を引用し、岳飛の獄について婉曲的に示唆している。秦檜の功績を評価しつつも、彼が行った金との和平政策や政敵排除について否定的な評価を下している。この時期は、韓侂胄

による開禧用兵の直前であり、それに関連して行われた動きであると考えられる。

その後、嘉定元（1208）年、秦檜の官爵と諡が元に戻った。これは秦檜と同じく和議路線を取った史彌遠が政権掌握したことに関連すると考えられる。そして、寶祐2（1254）年、秦檜の諡の訂正が議論された際、理宗が「謬狠」とすべきだとする諭旨を出した。この時期は、モンゴルの大理遠征が行われた時期であり、モンゴルへの対抗意識を示そうとしていたと考えられる。

岳飛については、紹興32（1162）年の官職追復の際の文書がある。この文書を起草したのは孝宗、光宗、寧宗に仕え、韓侂胄と対立した周必大である。

敕「仁皇在位，親明利用之勲，神祖御邦，首祭狄青之像。蓋念舊者不忘於捋拭，而勤功者當急於褒崇。朕祇稟睿謀，眷懷宿將，茲仰承於素志，肆盡洗於丹書。故前少保、武勝、定國軍節度使、武昌郡開國公、食邑六千一百戶、食實封二千六百戶岳飛拔自偏裨，驟當方面，智略不專於古法，沉雄殆得於天資。事上以忠，至無嫌於辰告，行師有律，幾不犯於秋毫。外摧孔熾之狂胡，內剪方張之劇盜，名之難揜，衆所共聞。會中原方議於囊弓，而當路力成於投杼，坐急絳侯之繫，莫然內史之灰。逮更化之云初，示褒忠之有漸。思其姓氏，既仍節制於岳陽，念爾子孫，又復孤惇於嶺表。欲盡還其寵數，乃下屬於眇躬。是用峻升孤棘之班，疊畀齋壇之組。近畿禮葬，少酬魏闕之心，故邑追封，更慰轅門之望。豈獨發幽光於既往，庶幾鼓義氣於方來。嗟夫，聞李牧之為人，殆將撫髀，闕西平而未錄，敢緩旌賢。如其有知，可以無憾。可特追復少保、武勝、定國軍節度使、武昌郡開國公、食邑六千一百戶、食實封二千六百戶。」奉勅如右，牒到奉行。紹興三十二年十月十六日。【『鄂國金佖續編』卷十三 天定錄卷之一「追復少保兩鎮告」】

この史料では、北宋の仁宗の時代に対西夏戦で活躍した狄青の肖像に対し神宗が御製の祭文を記した例<sup>36)</sup>を引き、対外戦争に功績があった人物の表彰が行われてきたことを示し、岳飛の名誉回復をその延長上に位置づけている。その上で岳飛が軍事的才能に優れ、対金戦争や群盗勢力との戦争に功績があったことを述べる。しかし、金との和議が持ち上がると、秦檜の手によって悪い噂が流布され、岳飛の獄に繋がっていったと理解している。その上で、彼の名誉を回復することについて述べている。この岳飛に対する名誉回復の動きについて、「追復旨揮」によれば、尚書省から劄子が出され、それに対し禮部が状を出している。内容としては、岳飛は戦争で功績があり、獄によって命を落としたが、太上皇帝高宗はその功績を忘れていない。今こそ「聖意」を承けて官職を復す、と述べられている<sup>37)</sup>。同年既に行われていた孝宗即位に伴うものと考えられ、岳飛の獄を公式に冤罪であると認めている。岳飛のみならず、岳飛を弁護した李若樸に関する文書においても、岳飛の獄を冤罪と認めている。そして、岳飛を弁護しようと声を上げた李若樸を評価している<sup>38)</sup>。よって、岳飛が冤罪であったという見解が公式に認められたことが窺える。ほぼ同時期、秦檜専権下で政権から排除された李光らの名誉回復が行われており、秦檜路線の否定が目指されたと推測される。

また、嘉泰4（1204）年、鄂王に追封された際の文書がある。この文書の起草者は李大異という人物である。彼は開禧年間に韓侂胄が行なった開邊政策に反対し排斥されている。

敕「人主無私，予奪一歸萬世之公，天下有真，是非不待百年而定。睠言名將，夙號蓋臣，雖勲業不究於生前，而譽望益彰於身後，緬懷英槩，申畀愍章。故追復少保、武勝、定國軍節度使、武昌郡開國公、食邑六千一百戶、食實封二千六百戶、贈太師、諡武穆岳飛，蓋蓋世之材，負冠軍之勇。方略如霍嫫姚，志滅匈奴，意氣如祖豫州，誓清冀朔。屢執訊而獲醜，亦舍爵而策勲。外憚威靈，內殫謨畫。屬時方講好，將歸馬華山之陽，而爾獨奮身，欲撫劍伊吾之北。遂致樊蠅之集，寢成市虎之疑。雖懷子儀貫日之忠，曾無其福，卒墮林甫偃月之計，孰拯其冤。逮國論之既明，果邦誣之自辨。中興之王恩念不忘，重華之君追褒特厚。肆眚沖之在御，想風烈以如存。是用頒我恩綸，襚之王爵，裂熊渠之故壤，超敬德之舊封。豈特慰九原之心，蓋以作六軍之氣。於戲，修車備械，適當閒暇之時，顯忠遂良，罔問幽冥之際。諒惟泉窆，歆此寵光。可特追封鄂王，餘如故。嘉泰四年六月二十日。」【『鄂國金佗稗編』卷二十七 天定錄卷中「追封鄂王告」】

この史料では、岳飛が勇敢な将であると述べた上で、漢代における対匈奴戦で活躍した霍去病、東晋において義勇兵を募り北伐を行なった祖逖になぞらえて評価している。そして、岳飛が戦争で奮戦していたものの、宋金和議の際に讒言により処刑されたと解釈している。その上で、高宗、孝宗の二代において岳飛が尊崇されていたことを挙げ、その流れの中で王爵を授けて故人の心を慰め、軍の士気を高めることとする、と述べている。この勅が出された嘉泰4（1204）年は開禧用兵の二年前であり対金戦争への機運を高める為の施策であったとみられる<sup>39)</sup>。

そして寶慶元（1225）年、「忠武」という諡が贈られた際の文書は以下の通りである。この文書は王壘という人物により起草された。彼は給事中として真徳秀が行なった済王の名誉回復の上奏に対し封駁を行っており<sup>40)</sup>、史彌遠に近い人物であったことが推測しうる。

敕「主耳忘身，茲謂人臣之大節，諡以表行，必稽天下之公言。申錫贊書，追告幽窆。故太師、追封鄂王、諡武穆岳飛威名震於夷狄，智略根乎『詩』『書』。結髮從戎，前無堅敵，枕戈勵志，誓清中原，謂恢復之義為必伸，謂忠憤之氣為難遏。上心密契，詔札具存。夫何權臣，力主和議，未究凌煙之偉績，先罹偃月之陰謀。李將軍口不出辭，聞者流涕，藺相如身雖已死，凜然猶生。宜高皇眷念之不忘，肆孝廟矜哀之備至，還故官而禮葬，頒祠額以旌褒。逮于先帝之時，襚以真王之爵。既辨誣於累聖，可無憾於九京。然而易名之典雖行，議禮之言未一，始為忠愍之號，旋更武穆之稱。朕獲覩中興之舊章，灼知皇祖之本意。爰取危身奉上之實，仍采克定禍亂之文，合此兩言，節其壹惠。昔孔明之志興漢室，若子儀之光復唐都，雖計效以或殊，在秉心而弗異。垂之典冊，何嫌今古之同符，賴及子孫，將與山河而並久。英靈如在，茂渥其承。可依前故太師、追封鄂王，特與賜諡忠武。」奉敕如右，牒到奉行。寶慶元年五月二日。【『鄂國金佗續編』卷十六 天定別錄卷之四「賜諡告詞」】

この史料では、岳飛の名声が金にも聞こえており、その知略が『詩経』、『書経』に基づいてい



たと指摘する。そして、中原恢復の志を持ち、忠義を尽くしていたが、和議にあたり秦檜の陰謀によって肅清されたと解釈している。そして、高宗は岳飛の功績を忘れず、孝宗は彼の名誉を回復し、寧宗が鄂王を授けており、名誉回復としては十分に行なわれていることを指摘した。その上で、諡については二つ授けられており、定まっていないことから新しい諡として郭子儀、諸葛亮になぞらえて「忠武」を授ける、と述べている。この文章では岳飛について、『詩経』、『書経』に基づく「知略」を有していたと述べている。岳飛を優れた教養の持ち主と評価し、地位向上を意図した記述と考えられる。岳飛に「忠武」の諡が贈られた前年、理宗が即位している。新皇帝の即位に伴い、国威発揚を狙ったのではないかと思われる。

秦檜、岳飛の王爵に関する文書は、対金関係を念頭に置いたものが多く、岳飛の獄が宋金和議と密接な関わりを持つという見方は南宋のうちに形成されている。岳飛についても公式に冤罪と認めており、「讒言」によって死に追い込まれたと認識している。また、紹興 32 (1162) 年の岳飛追復においては金への対抗意識はそれほど鮮明ではないが、寧宗の治世にはすでに金への対抗意識は鮮明である。金との関係の他、モンゴルの勃興と勢力伸長により南宋において北方の脅威に対する意識が醸成されていく状況の中で、異民族に対抗した英雄岳飛の地位向上は政治的に有益であった。また、岳飛の獄を念頭においたと思われる記述についても、時期が下るにつれ讒言や陰謀を意味する言葉で語られるようになる。このように岳飛の評価が向上する中でそれに反比例する形で秦檜の評価は低下していった。

### 第三章 南宋史料から『宋史』列伝への道筋

ここまで、筆記史料、王言から見える岳飛の獄に関する記述について見てきた。本章では、これまで見てきた岳飛の獄に関する南宋の言説がいかにして『宋史』列伝に繋がっていくかを明らかとし、『宋史』列伝において一つの事件に関する記述がどのように作られていくか見ていく。筆者は前稿において、岳飛の獄に関する記述は四つの段階を経て『宋史』岳飛伝に至ることを明らかとした<sup>41)</sup>。本論においてはこの成果を前提にして分析していきたい。

『宋史』列伝編纂という問題を考えるにあたり、まずは、『宋史』列伝の記述について紹介する。まず紹介するのは『宋史』岳飛伝、何鑄伝である。この両史料に関しては類似した言説となっており、同様の解釈で記述されているものと考えられる。岳飛の獄において、何鑄が岳飛の取り調べを行う際の記述が、以下のようになっている。

初命何鑄鞠之，飛裂裳以背示鑄，有「盡忠報國」四大字，深入膚理。既而閱實無左驗，鑄明其無辜。改命万俟卨。【『宋史』卷三百六十五 岳飛伝】

岳飛の背中に「盡忠報国」の入れ墨があったという後の物語作品に登場する記述や、何鑄が岳飛の無罪を明らかとして交代させられたという記述が存在する。さらに、岳飛の死を伝える記述では、以下のように記述される。

飛坐繫兩月，無可證者。或教鹵以臺章所指淮西事爲言，鹵喜白檜，簿錄飛家，取當時御札藏之以滅迹。又逼孫革等證飛受詔逗遛，命評事元龜年取行軍時日雜定之，傳會其獄。歲暮，獄不成，檜手書小紙付獄，卽報飛死，時年三十九。雲棄市。籍家貲，徙家嶺南。幕屬于鵬等從坐者六人。【『宋史』卷三百六十五 岳飛伝】

岳飛の死について、「小紙」が獄に付され岳飛の死が知らされたという「東窗事犯」に近い記述がなされている。また、何鑄伝における岳飛の獄の記述は以下のようになっている。

先是，秦檜力主和議，大將岳飛有戰功，金人所深忌，檜惡其異己，欲除之，脅飛故將王貴上變，逮飛繫大理獄，先命鑄鞫之。鑄引飛至庭，詰其反狀。飛袒而示之背，背有舊涅「盡忠報國」四大字，深入膚理。既而閱實俱無驗，鑄察其冤，白之檜。檜不悅曰「此上意也。」鑄曰「鑄豈區區爲一岳飛者，強敵未滅，無故戮一大將，失士卒心，非社稷之長計。」檜語塞，改命万俟卨。飛死獄中，子雲斬於市。【『宋史』卷三百八十 何鑄伝】

岳飛の背に「盡忠報國」の入れ墨があったという岳飛伝と同様の記述を含んでいる。しかし、『宋史』姦臣伝に収録される秦檜伝では以下のようにある。

十月，興岳飛之獄。檜使諫官万俟卨論其罪，張俊又誣飛舊將張憲謀反，於是飛及子雲俱送大理寺，命御史中丞何鑄、大理卿周三畏鞫之。十一月，貶李光藤州，范同罷參知政事。同雖附和議，以自奏事，檜忌之也。十二月，殺岳飛。檜以飛屢言和議失計，且嘗奏請定國本，俱與檜大異，必欲殺之。鑄、三畏初鞫，久不伏。卨入臺，獄遂上。誣飛嘗自言「己與太祖皆三十歲建節」爲指斥乘輿，受詔不救淮西罪，賜死獄中。子雲及張憲殺于都市。天下冤之，聞者流涕。飛之死，張俊有力焉，語在飛傳。【『宋史』卷四百七十三 秦檜伝】

秦檜伝では、獄が開始された際は何鑄、周三畏が獄の担当官を務めていたが、何鑄に代わり万俟卨が担当官となり、獄が結審するという流れで説明されている。また、岳飛の死を「賜死」と表現している。これは、君主が臣下に対し自殺を命じるとの意であり、処罰として執行されていると解釈されている。更に、著述スタイルが岳飛伝、何鑄伝とは異なり、シンプルに事実を著述するという編年体の史書に近いスタイルで著述されている。そして、秦檜と同じく姦臣伝に立伝される『宋史』万俟卨伝の記述を見ると、以下のようになっている。

張俊歸自楚州，與檜合謀擠飛，令卨劾飛對將佐言山陽不可守。命中丞何鑄治飛獄，鑄明其無辜。檜怒，以卨代治，遂誣飛與其子雲致書張憲令虛申警報以動朝廷，及令憲措置使還飛軍，獄不成，又誣以淮西逗遛之事。飛父子與憲俱死，天下冤之。大理卿薛仁輔、寺丞李若樸、何彥猷言飛無罪，卨劾之，知宗正寺士儂請以百口保飛，卨又劾之，士儂竄死建州。劉洪道與飛有舊，卨劾其足恭媚飛，聞飛罷官撫，抵掌流涕。於是洪道抵罪，終身不復。參政范同爲檜所引，或自奏事，檜忌之，卨劾罷，再論同罪，謫居筠州。又爲檜劾李光鼓倡，孫近朋比，二人皆被竄謫。【『宋史』卷四百七十四 万俟卨伝】

この記述は『宋史』岳飛伝、何鑄伝と類似している。万俟卨は岳飛との遺恨から彼を誣告した。そして何鑄と交代する形で岳飛の獄の担当官に就任して審問を担当し、岳飛の処刑に関わっ

たことが記されている。また、万俟卨が岳飛を弁護した人々を弾劾したことが記載されている。内藤湖南氏は『宋史』について、複数の担当者が編纂を担当して内容を対照する暇が無かったことで矛盾が多く冗長なものになったことを指摘している<sup>42)</sup>。『宋史』列伝において、一つの事件に関する解釈が列伝ごとに相違している状況は、内藤湖南氏の指摘する『宋史』編纂の状況と合致している。

以上のように、『宋史』列伝は史書以外にも、筆記史料、特に小説に記載される言説も参考として編纂された。岳飛伝は岳飛顕彰活動、物語作品にも影響を受け、秦檜伝は史書に影響を受けた。『宋史』姦臣伝は批判を意図しつつも、言説の取捨選択を厳格に行ったと考えられる。では、このような相違がある『宋史』列伝が完成するまでの言説の流れはどのようなものだったのであろうか。南宋史料の記述と『宋史』列伝における記述との関係を明らかとした上で、『宋史』に至る言説の流れを復元する。

まず、『宋史』列伝がどのような過程を辿り編纂されたか確認する。皇帝の言動や官僚との会話を記録した『起居注』、宰相の政治記録である『時政記』等を元に『日曆』が編纂され、『日曆』を元に『實録』が編纂される。そして『實録』を元に『國史』が編纂される<sup>43)</sup>。『宋史』は「國史」を史料源として編纂されたことが知られている<sup>44)</sup>。以上のことを踏まえ、『宋史』と南宋の言説との関係を見ていく。『宋史』の岳飛伝に関しては、類似する記述が『鄂國金佗粹編』に存在し、同様の記述を含む。同様の解釈から記述しているのは万俟卨伝と何鑄伝である。一方、秦檜伝は、『建炎以来繫年要録』と類似した記述となっている<sup>45)</sup>。『宋史』列伝の言説からは、宋代において岳飛の獄を巡る言説が二つの主要な解釈で語られていたことが見てとれる。宋代の言説の流れを明らかとするにあたり、上記二史料の史料源について整理する。

『建炎以来繫年要録』について、中華書局本の「點校説明」<sup>46)</sup>によれば『高宗日曆』、『中興小紀』を主要な史料源としている。岳飛の獄に関する記述を見ると、基本的には『中興小紀』の記述を踏襲しつつ、他史料の記述も参考にしている。よって、『中興小紀』、『建炎以来繫年要録』の史料源である『高宗日曆』をはじめとした官撰史料が重要な情報源であったと考える。蔡崇榜氏によれば、『日曆』は史料を編纂する前の段階の史料集である長編のような性格を有していたという<sup>47)</sup>。史料特性から見て、『建炎以来繫年要録』の史料源は『日曆』であったと考えられる。そして、『鄂國金佗粹編』の史料源は、岳珂の独自史料と言われる<sup>48)</sup>。岳珂の残した記述は『鄂國金佗粹編』以外の史料と比べ、独自性の高い記述が多く、『建炎以来繫年要録』とは異なる史料を用いた可能性が高い。

以上のことから、南宋史料から『宋史』列伝に至るまでの言説の道筋を復元する。『高宗日曆』、『中興小紀』から『建炎以来繫年要録』、そして『宋史』列伝に繋がる道筋と、岳珂が独自史料から『鄂國金佗粹編』を編纂し、それに言説が付け加わって『宋史』列伝に繋がる道筋が想定できる。そして、この二つのメインルートに流入していく存在として、これまで分析してきた筆記史料、王言が挙げられる。

宋代の言説が『宋史』列伝へと至る過程は以下の通りである。以上の論に、前章において分析した南宋朝の公式見解をこの成立過程の分析に加える。王言の変遷と言説の相関関係を重ね合わせると、全体的な記述傾向の中にも僅かながら細かい変化があったことが看取される。まず、前稿において『宋史』岳飛伝に至る過程の第一段階とした『中興小紀』、『三朝北盟会編』編纂と近い時期における事例として、淳熙5(1178)年、岳飛に「武穆」の諡が贈られた。この二年前の淳熙3(1176)年には既に『高宗日曆』は完成しており、「武穆」が贈られた際の文書が『高宗日曆』と同一の見解で記録されている確証はないが、近しい理解がなされていた可能性はある。

次に注目すべきは、嘉泰4(1203)年における『鄂國金佖稗編』成立の翌年に岳飛に鄂王の封号が与えられたこと、そして嘉定元(1208)年、秦檜の諡が元に戻された二年後の嘉定3(1210)年、『建炎以来繫年要録』が成立したことである。このように、公式見解が出るタイミングに近い時期で史料が完成することは注目に値する。特に、鄂王の封号が送られた際の文書では、秦檜の讒言によって死を迎えることになったことを暗示しており、『鄂國金佖稗編』と鄂王の封号が与えられた際の王言は同様の解釈で岳飛の獄を語っている。岳珂は日曆などの公式的な史料に対し不満を持ちながら、『鄂國金佖稗編』執筆を行なっている<sup>49)</sup>。この史料における秦檜、岳飛評価が、南宋朝の公式見解に影響し、王言に取り入れられたと考えられる。

最後に、以上のような経過を辿った背景について考察したい。前述の通り、Hartman氏は著書の中で、南宋における史学の潮流について、四川士人の中で受け継がれた記録を重んじる「記録型史学」、道学の影響を受け、記述に道徳的な価値判断を含んだ「教学型史学」の二つがあることを指摘した。この「教学型史学」は出版が盛んであった福建で出版業と結びついて発達し、13世紀以降、道学の流行やモンゴルの侵入により四川の出版業が打撃を受けて衰退したことなどの条件が重なり、「教学型史学」が主流になっていったという<sup>50)</sup>。モンゴルの四川侵入は紹定3(1231)年であり、『鄂國金佖稗編』が出版された端平1(1234)年と時期が近い。Hartman氏は四川出身の李心伝が記した『建炎以来繫年要録』を「記録型史学」の例として挙げている。『鄂國金佖稗編』は、その史料の選択において意図をもった価値判断を含んでおり、Hartman氏が言うところの「教学型史学」の影響を受けているものと考えられる。

以上のように、南宋の史料から『宋史』列伝に至る言説のルートは二通り存在する。『建炎以来繫年要録』、『鄂國金佖稗編』が重要なポイントになっており、いわば『建炎以来繫年要録』ルート、『鄂國金佖稗編』ルートの二つが存在している。そして、この二つのメインルートに筆記史料の言説が流入していく。そして、このような言説は、国家の公式見解と相互に影響を及ぼし合い、『宋史』編纂へと発展していく。

おわりに

以上、岳飛の獄における史料記述について見てきた。紹興年間に成立した『夷堅志』甲志の段階における筆記史料の言説は、岳飛の獄において秦檜の意を忖度して岳飛の死を実現していく描写になっている。その後、時代が下るにつれ「東窗事犯」など、秦檜が岳飛の死に直接的に関わる言説が生まれ、秦檜に対する批判的な言説が増加する傾向にある。これは、『中興小紀』、『建炎以来繫年要録』などの史部の史料と同様の傾向である。また、史部の史料と筆記史料の間には言説の相互流入が見られ、言説を形作っていく。また、「岳王卒葬」のように、岳飛の地位向上を目的とした言説も成立していく。

王言における言説も筆記、史部の史料と同様に、秦檜に対する批判的な言説が増加する傾向がある。ただ、王言の言説では、狄青や霍去病ら異民族との戦闘で活躍した人物になぞらえて岳飛を評価し、金やモンゴルに対する対抗意識を示している。また、岳飛が「冤罪」であることが強調され、岳飛の地位向上が目指されている。王言の前後には政治情勢の変化や事件の発生などの事象があり、人物評価が政治・外交に関連していくことが見てとれる。

そして、宋代の史料から元代に編纂された『宋史』列伝に至る言説のルートについて、今回検討した秦檜、岳飛の事例に関しては少なくとも二つが存在していることが考えられる。さらに、大きな流れを想定すれば、官撰と私撰による歴史史料のメインルートに絶えず小説の言説が流入すると共に、随時出される国家の公式見解も影響を及ぼしていく。この公式見解の背後には、当時の国内政治、外交並びに道学などの思想が影響することが想定される。

南宋の史料においては、岳飛の獄について冤罪であるとする見解については共有されている。しかし、岳飛の死に対する秦檜の関与について、秦檜の姿を表に出すことなく岳飛の獄を描く描写と、秦檜が直接関与したとする描写に分かれている。そして、この二つの見解は共に『宋史』の異なる列伝に収録されている。このような見解の相違は、第三章においても触れている通り、政治的な問題による人物評価の変化と無関係ではない。元代における戯曲作品の発展の中で、「東窗事犯」などの岳飛に関する作品が発達していくことを考えれば、後者を代表する『鄂國金佗粹編』の解釈が主流となりつつも、淡々と編年体的に岳飛の獄を描く『建炎以来繫年要録』に近い解釈も継続していく。以上の分析から、宋代から元代にかけての史書は学問的な思想の違い、史学に対する態度なども関連しつつも、小説に現れるような言説をも含む様々な情報の中から取捨選択が行われ、書き残されていったことがわかる。

南宋の史料がいかにして『宋史』列伝へ繋がっていくのかという筆者の当面の課題については、今後南宋における秦檜以外の専権宰相に関する史料記述を分析し、宋代における歴史記述がいかなる形で作られ、どのように元代の『宋史』列伝へと繋がっていくかについて研究を進めていきたい。

#### 注

- 1) 蔡涵墨 2016『歴史的嚴妝—解讀道学陰影下的南宋史学』中華書局。

- 2) 拙稿 2020 「秦檜に対する南宋人の認識—詔獄に関する記述をてがかりに—」『大阪市立大学東洋史学論叢』20。
- 3) 田仲一成 1981 『中国祭祀演劇研究』東京大学出版会。
- 4) 笠井直美 2002 「〈われわれ〉の境界—岳飛故事の通俗文藝の言説における国家と民族（上）」『言語文化論集』23-2、及び笠井直美 2002 「〈われわれ〉の境界—岳飛故事の通俗文藝の言説における国家と民族（下）」『言語文化論集』24-1。
- 5) 千田大介 1997 「岳飛故事の変遷をめぐって—鎮魂物語から英雄物語へ—」『中国文学研究』23。
- 6) 土屋育子 2014 「岳飛をめぐる戯曲作品について：『東窓記』から『精忠記』への改編を中心に」『集刊東洋学』110。
- 7) 内容の理解に関しては、斎藤茂等 2014 『夷堅志訳注』汲古書院を参考としている。
- 8) 大塚秀高 1980 「洪邁と『夷堅志』—歴史と現実の狭間にて—」『中哲文学会報』5、p. 82
- 9) 福田知可志 2004 「『夷堅志』の夢解き説話について—『太平広記』との比較より見る—」『集刊東洋学』91
- 10) 左正言辛次膺直秘閣、提點荆湖南路刑獄公事。次膺論左中大夫王仲巖與直秘閣王暎之父，在建炎中，皆嘗投拜，不當與郡，仲巖不當復官。二人樞密使秦檜妻黨也，檜力營救，次膺乃併劾之，曰「是將有蔽朝之漸。」時檜議復遣王倫使北請和，次膺力言國耻未雪，義難請好。面陳及上疏者六七，不從。乃以母疾求去，故有是命。【『建炎以來繫年要錄』卷百十八 紹興八年正月丙午條】
- 11) …夫所謂人望，雖不可偏舉，如張浚、張燾、胡銓、辛次膺皆其人也。【『建炎以來繫年要錄』卷百九十 紹興三十一年五月戊戌條】
- 12) 前掲注 2 拙稿を参照。
- 13) 戊子，大理少卿周三畏為大理卿。【『建炎以來繫年要錄』卷一百二十八 紹興九年五月戊子條】
- 14) 岳公飛，微時，嘗于長安道中，遇一相者曰舒翁。飛時貧甚，翁熟視之曰「子異日當貴顯，總重兵。然死非其命。」飛曰「何謂也。」翁曰「第識之，子猪精也。猪碩大而必受害。子貴顯則睥睨者衆矣。」飛，靖炎間，起偏裨為大將。位至三孤。竟為讒邪所害。【『獨醒雜志』卷十】
- 15) 戊申，御史中丞万俟卨、大理卿周三畏同班入對，以鞫岳飛獄畢故也。尚書省乞以飛獄案，令刑部鑠板，徧牒諸路。有進士智浹者，汾州人，知書，通春秋左氏傳，好直言，飛以賓客待之。飛初下吏，浹上書訟其寃。秦檜怒，併送大理。獄成，浹坐決杖，送袁州編管云。【『建炎以來繫年要錄』卷百四十四 紹興十二年正月戊申條】
- 16) 寺地遵 1988 『南宋初期政治史研究』溪水社、p. 347。
- 17) 『宋人軼事彙編』卷十五「岳飛事」には「樵書：大理寺卿周三畏，不肯勘問岳武穆，掛冠而去，不知所終。明萬曆間，延安葭州山間有剪頭仙人，日飲淨水三甌，與人論及宋事，至咸陽寃死，輒大哭。問其姓，曰：『姓周。』後忽不知其何從去，空中墮名帖二紙，書『周三畏拜謝。』」とある。周三畏が岳飛の処罰を不服として下野し、明の万曆年間、仙人となり生きていた彼が岳飛の死を惜しみ続けたことになっている。明清小説にも同様の描写がみられ、明代以降に完成した言説であると考えられる。
- 18) 前掲注 8 大塚論文、p. 90。
- 19) 顧吉辰 1986 「熊克和他的《中興小紀》」『古籍整理研究學刊』1986 年第 3 期によれば、『中興小紀』は淳熙 14 (1187) 年～淳熙 15 年 (1188) に成立したとされる。『夷堅志』甲志の完成は、前掲注 8 大塚論文によれば紹興 29 (1159) 年とされるので、後世の加筆ではないだろう。
- 20) 『鄂國金佗粹編』の記述の詳細と洪皓が持ち帰った情報について、詳細は前掲注 1 拙稿を参照。
- 21) 前掲注 8 大塚論文、p. 76-77。
- 22) 戊申，詔追復岳飛元官，以禮改葬，訪求其後，特與錄用。【『建炎以來繫年要錄』卷二百紹興三十二年七月戊申條】
- 23) 遷先臣家族於嶺南，與張憲並籍沒貲產。檜使親黨王會搜括，家無儋石之儲，器用惟存尚方所賜，之外無有也。【『鄂國金佗粹編』卷第八 經進鄂王行實編年之五】
- 24) 前掲注 5 千田論文、p. 54。
- 25) 前掲注 5 千田論文、p. 54-55。
- 26) 王氏に関しては、岳珂『程史』卷第十二「秦檜死報」に「秦檜擅權久，大誅殺以脅善類。末年，因趙

忠簡之子汾以起獄，謀盡覆張忠獻、胡文定諸族，棘寺奏牘上矣。檜時已病，坐格天閣下，吏以牘進，欲落筆，手顫而汗，亟命易之，至再，竟不能字。其妻王在屏後搖手曰「勿勞太師。」檜猶自力，竟仆于几，遂伏枕數日而卒。」とある。秦檜が病に冒される中、死の直前まで役人が差し出した詔獄の書類を決裁しようとするも、手が震えて署名できず、それを見た王氏が屏風の裏から役人に声をかけて止めるという内容である。このように、秦檜に関連する筆記史料の記述には王氏が登場する例が散見される。

- 27) 有王輔者，投書於秦檜，具言飛反狀已明。檜以書付獄，隲卒致飛於死。【『三朝北盟會編』卷二百七起紹興十一年十二月二十九日癸巳條】
- 會歲暮，竟不成。檜一日自都堂出，徑入小閣，危坐終日。已而食柑以爪畫其皮幾盡。良久，手書小紙，令老吏付獄中，遂報先臣死矣，蓋十二月二十九日也，年三十有九。【『鄂國金陀粹編』卷第八 經進鄂王行實編年之五】
- 28) 劉一清撰、王瑞來校箋考原 2016『錢塘遺事校箋考原』中華書局、p. 48-49。卷二「東窗事發」の「考原」を参照。
- 29) 明清壬子歲仕寧國，得王俊所首岳候狀於其家，（以下略）【『揮塵錄餘話』卷之二】
- 30) 乙卯，詔秦檜合該賜諡，令太常寺擬定。於是博士曹冠撰諡議曰「故太師、贈申王秦檜，光輔聖主，紹開中興，安宗社於陸危之中，恢太平於板蕩之後。道德光天地，勲業冠古今，雖備道全美，不可主一善、名一功。而崇報之典，嚴於定諡，尤當先其報國之大節，傳道之顯効焉。謹按諡法。慮國忘家曰忠，文賢有成曰獻。宜賜諡曰忠獻。」【『建炎以來繫年要錄』卷百七十 紹興二十五年十一月乙卯條】
- 31) 然檜死燼廢，其黨祖述餘說，力持和議，以竊據相位者尚數人，至孝宗初始蕩滌無餘。開禧二年四月，追奪王爵，改諡謬醜。嘉定元年，史彌遠奏復王爵、贈諡。【『宋史』卷四百七十三 秦檜傳】
- 32) 二月甲辰朔，詔太常釐正秦檜諡，因諭輔臣曰「諡『繆狠』可也。」熒惑犯權星。【『宋史』卷四十四本紀第四十四 理宗四】
- 33) 龔延明 2008『岳飛研究』人民出版社、p. 304。
- 34) 他若淳祐六年，始以王爲大學神，有正顯昭德文忠候勅。寶祐四年，有正顯昭德文忠英濟候勅。景定元年，有忠文王勅。少帝德祐丙子，有加忠文昭烈王勅。並見于刻石，今無。有能言之者矣。【『宋追復武穆王并賜告詞碑』『兩浙金石志』卷九】
- 35) 韓敏 2017「岳飛の社会記憶とその資源化：杭州岳王廟を中心に」『国立民族学博物館調査報告』142号、p. 11。
- 36) 熙寧元年，神宗考次近世將帥，以青起行伍而名動夷夏，深沈有智略，能以畏慎保全終始，慨然思之，命取青畫像入禁中，御製祭文，遣使齎中牢祠其家。【『宋史』卷二百九十 狄青傳】
- 37) 準尚書省劄子、禮部狀。「準紹興三十二年七月十三日都省劄子『三省同奉聖旨，故岳飛起自行伍，不踰數年，位至將相，而能事上以忠，御衆有法，屢立功效，不自矜誇。餘烈遺風，至今不泯。去冬出戍，鄂渚之衆師行不擾，動有紀律，道路之人歸功於飛。飛雖坐事以歿，而太上皇帝念之不忘。今可仰承聖意，與追復元官，以禮改葬，訪求其後特與錄用。』」【『追復指揮』『鄂國金陀續編』卷第十三 天定別錄卷之一】
- 38) 敕中書、門下省，十月十八日，三省同奉聖旨，昨聞臣僚言，秦檜誣岳飛，舉世莫敢言，李若樸為獄官，獨白其非罪。呂沈中發王詢，所司皆迎合，林待問為勘官，獨直其冤狀。章傑捕趙鼎送葬酒，又搜其私家書，欲傳致士大夫之罪，翁蒙之為縣尉，毅然拒之。沈昭遠為王鈇家治盜，欲鍛鍊富民，多取倍償，王正已為司理，卒平反之。此不畏強禦，節概可稱。三省詳加訪問，其人如在，可與甄錄。【『訪問李若樸等指揮』『鄂國金陀續編』卷第十三 天定別錄卷之一】
- 39) 『鄂國金陀粹編』の王曾瑜氏の校注では『四朝見聞錄』戊集「岳候追封」において、韓侂胄が北伐を企図する中で鄂王追封を行なったことが記されていることを挙げている。
- 40) 德秀屢進鯁言，上皆虛心開納，而彌遠益嚴憚之，乃謀所以相撼，畏公議未敢發。給事中王壘、盛章始駁德秀所主濟王贈典，繼而殿中侍御史莫澤劾之，遂以煥章閣待制提舉玉隆宮。諫議大夫朱端常又劾之，落職罷祠。監察御史梁成大又劾之，請加竄殛。上曰：「仲尼不為已甚。」乃止。【『宋史』卷四百三十七 真德秀傳】
- 41) 前掲注 2 拙稿参照。
- 42) 内藤虎次郎 1969『支那史学史』『内藤湖南全集』第十一卷、筑摩書房、p. 256、初出 1967 年。

- 43) 平田茂樹 2012 「宋代の政治史料—『時政記』と『日記』—」『宋代政治構造研究』汲古書院、p. 348-354、初出 2001 年、原題「宋代政治史料解析法—『時政記』と『日記』を手掛かりとして—」
- 44) 周藤吉之 1969 「宋朝國史の編纂と国史列傳—『宋史』との關聯に於いて—」周藤吉之 1969 『宋代史研究』東洋文庫、初出 1958 年。
- 45) 『建炎以來繫年要録』、『鄂國金佗稗編』における岳飛の獄に関する記述、『鄂國金佗稗編』と『宋史』岳飛伝に共通する記述については、前掲注 2 拙稿で論じている。『建炎以來繫年要録』は出来事を淡々と記載しているが、『鄂國金佗稗編』では、何鑄が岳飛の無罪を主張し交代となった事や、秦檜が獄に「小紙」を送った後、岳飛の死が知らされるといった記述が現れ、『宋史』岳飛伝、何鑄伝に見られる記述が散見される。詳細は拙稿を参照されたい。
- 46) 胡坤 2013 「點校説明」李心伝編撰・胡坤點校 2013 『建炎以來繫年要録』中華書局。
- 47) 蔡崇榜 1991 『宋代修史制度研究』文津出版社、p. 52。
- 48) 王曾瑜 2018 「前言」岳珂編・王曾瑜校注 2018 『鄂國金佗稗編續編』中華書局。
- 49) 前掲注 2 拙稿 p. 11。
- 50) 前掲注 1 蔡涵墨著書参照。

## The described story of “the court case of Yue Fei”: with focus on the “biji shiliao” (筆記史料) and “wang yan” (王言)

SATOWA Rintaro

On my previous paper I have worked on how the story of the court case of Yue Fei been written into the historical material “si bu fen lei” (四部分類) “shi bu” (史部) and had a connect with “song shi” the biographies (『宋史』列伝). On this paper, I would like to have a discussion using the materials on miscellaneabiji shiliao (筆記史料) and “wang yan” (王言). And based different description on “song shi” yue fei biography and Qin Hui biography (『宋史』岳飛傳、秦檜傳), I have investigated what happened on the description of The court case of Yue Fei to see the change from the historical material which was written in Southern Song to the material “song shi” the biographies (『宋史』列伝).

Keywords: Qin Hui (秦檜)、the court case of Yue Fei (岳飛の獄)、biji shiliao (筆記史料)、wang yan (王言) “song shi” biographies (『宋史』列伝)